

JFA試合運営管理規定

財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という)が主催する試合については、下記の管理規定に沿って運営いたします。試合運営管理規定には持ち込み禁止物、禁止行為等が記載しておりますので、ご入場の際はご参照くださいますようお願いいたします。

なお、今年度より、第4条(禁止行為)の第8項、第10項、第23項が改定となっておりますので、ご注意ください。

第1条(目的)

この規定は、本協会が主催する全ての試合の円滑で安全な運営を確保し、且つ、サッカー観戦者、選手、審判、チームスタッフ、及び関係者の安全を確保することを目的とする。

第2条(規定の対象)

スタジアム及びその他関連施設に入場しようとし、または入場したすべての者に適用される。

第3条(定義)

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 試合・・・本協会主催試合全てをいう。
- (2) 施設・・・試合運営のために、本協会が管理するスタジアム等の施設及び区域一切をいう。
- (3) 運営・安全責任者・・・施設の全般的な安全と運営に責任を有する者であり、本協会事務局長または代行者を言う。
- (4) 運営担当・セキュリティ担当・・・運営・安全責任者の任命を受け、大会の安全確保のために業務に従事する者をいう。
- (5) 警備従事員・・・大会の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。

第4条(禁止行為)

施設に入場しようとし、または入場した者は、スタジアム等において、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 正当な入場券又はアクセシビリティカード等を所持せずに入場すること。
- (2) 鉄砲刀剣類、毒・劇物、薬物、油類、爆発物、発煙筒、爆竹、花火、火薬類その他の危険物又はそれに類するものを持ち込むこと、又は使用すること。
- (3) ピン、缶、ペットボトル、ガスホーン又は投てきを目的とすると思われるその他の物品を持ち込むこと。
- (4) レーザーペン、ホイッスル等、競技の進行を妨害するおそれのある物品を持ち込むこと。
- (5) 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
- (6) 大型荷物等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。
- (7) 動物の類(盲導犬・聴導犬を除く)を持ち込むこと。
- (8) 政治・思想・宗教・軍事的な主義、主張、観念を表示、若しくは連想させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等を持ち込み、又は設置、掲揚、着用、散布、貼付すること。

- (9) 酩酊し、又は他者(審判、参加選手、役員、警備員等を含む。)を脅迫、威圧、挑発する等著しく他人の迷惑となり、又は他人の嫌悪の情を催させる物品を持ち込み、又は行為すること。
- (10) 他人の名誉を棄損毀損、侮辱し、プライバシーを侵害する、又はそのおそれのある物品を持ちこみ、又は行為すること。
- (11) フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等競技の進行に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。
- (12) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- (13) 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。
- (14) 面会を強要し又は居座ること。
- (15) 通行の妨害となる行為をすること。
- (16) 所定の場所以外で喫煙をすること。
- (17) 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪をすること。
- (18) 勧誘、演説、集会、街宣、布教等の行為をすること。
- (19) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (20) 特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品(連想させるものを含む。)を持ち込み、表示し、又は設置すること。
- (21) 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。
- (22) テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。
- (23) 試合の運営又は進行を妨害し、他人(審判、参加チーム、サポーターその他一切を含む)に迷惑又は危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると警備従事員が認める行為をすること。

第5条(施設に関して)

スタジアム等に入場しようとし、又は入場した者は、次の各号に該当する行為を遵守しなければならない。

- (1) 入場券又はアクセシビリティカード等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- (2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。
- (3) 事件・事故が発生し、又は発生することが予想される場合は、警備従事員又は治安当局の指示、案内、誘導に従うこと。

第6条(入場拒否、退場命令)

- (1) 運営・安全責任者は、第4条又は第5条の規定に違反した者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、持ち込み禁止物の没収等必要な措置をとることができる。
- (2) 運営・安全責任者は、前項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される本協会主催試合についての入場を拒否することが出来る。また、チケットの返還を求めることができる。
- (3) 運営・安全責任者により入場を拒否され、または施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。

第7条(権限の委任)

運営・安全責任は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。

以下に記す「禁止行為」、「遵守事項」、「入場の拒否等」は前述の試合運営管理規定の中から、来場者に対し伝えなければならない最小限の事項を抜き出したものです。

禁 止 行 為

- (1) 正当な入場券又はアクレディテーションカード等を所持せず入場すること。
- (2) 鉄砲刀剣類、毒・劇物、薬物、油類、爆発物、発煙筒、爆竹、花火、火薬類その他の危険物又はそれに類するものを持ち込むこと、又は使用すること。
- (3) ピン、缶、ペットボトル、ガスホーン又は投てきを目的とすると思われるその他の物品を持ち込むこと。
- (4) レーザーペン、ホイッスル等、競技の進行を妨害するおそれのある物品を持ち込むこと。
- (5) 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
- (6) 大型荷物他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。
- (7) 動物の類(盲導犬・聴導犬を除く)を持ち込むこと。
- (8) 政治・思想・宗教・軍事的な主義、主張、観念を表示、若しくは連想させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等を持ち込み、又は設置、掲揚、着用、散布、貼付すること。
- (9) 酩酊し、又は他者(審判、参加選手、役員、警備員等を含む。)を脅迫、威圧、挑発する等著しく他人の迷惑となり、又は他人の嫌悪の情を催させる物品を持ち込み、又は行為すること。
- (10) 他人の名誉を棄損毀損、侮辱し、プライバシーを侵害する、又はそのおそれのある物品を持ちこみ、又は行為すること。
- (11) フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等競技の進行に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。
- (12) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- (13) 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。
- (14) 面会を強要し又は居座ること。
- (15) 通行の妨害となる行為をすること。
- (16) 所定の場所以外で喫煙をすること。
- (17) 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪をすること。
- (18) 勧誘、演説、集会、街宣、布教等の行為をすること。
- (19) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (20) 特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品(連想させるものを含む。)を持ち込み、表示し、又は設置すること。
- (21) 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。
- (22) テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。

- (23) 試合の運営又は進行を妨害し、他人(審判、参加チーム、サポーターその他一切を含む)に迷惑又は危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると警備員が認める行為をすること。

遵守事項

- (1) 入場券又はア krediteーションカード等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- (2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。
- (3) 事件・事故が発生し、又は発生することが予想される場合は、警備員又は治安当局の指示、案内、誘導に従うこと。

入場の拒否等

禁止行為又は遵守事項規定に違反した場合は、入場の拒否、施設からの退場および持ち込み禁止物の没収等必要な措置をとらせていただきます。特に悪質と認めた場合は、その後開催されるJFA主催試合についての入場を拒否させていただくことがあります。また、チケットを返還させていただくことがあります。

上記にて入場を拒否、または施設から退場していただいた場合のチケット代金は一切払い戻しをいたしません。